

◎プロポーザル方式による業務委託先の公募に関する文書

「A I を活用した管路劣化診断業務」について、公募型プロポーザル方式により受託者を公募するので、プロポーザルの提出について参加を希望する者は、関係書類を作成の上提出されたい。

なお、この公募に係る調達は、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定の適用を受けるものである。

令和8年2月20日

茨城県公営企業管理者 企業局長 稲見 真二

1 調達に付する事項

(1) 委託業務名

A I を活用した管路劣化診断業務

(2) 委託業務の内容

別紙「A I を活用した管路劣化診断業務 仕様書」のとおり。

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年7月31日まで

2 担当部局

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 県庁21階南側

茨城県企業局総務課企画経営室 統合推進担当

電話：029-301-4935

E-mail：kikei3@pref.ibaraki.lg.jp

3 資格要件

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 国税又は地方税を滞納していない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者でないこと。

(5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき破産手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者でないこと。

(6) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1項若しくは第3号に規定する者又は次に掲げる者でないこと。

ア 暴力団員が、事業主又は役員となっている者

イ 暴力団員以外の者が役員を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者

ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約を締結している者

オ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 国、地方公共団体又は独立行政法人等の機関において同種の業務を実施した実績を有する者であること。

(8) 本業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有し、作業体制を確保している者であること。

4 評価基準（プロポーザルの評価項目等）

「A I を活用した管路劣化診断業務の受託者公募に関する説明書（以下「説明書」という。）」を参照すること。

5 説明書の閲覧先

(1) 入札情報サービスシステム

URL : <http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/Accepter>

(2) 茨城県企業局ホームページ

URL : <https://www.kigyou.pref.ibaraki.jp>

6 質疑受付・回答

(1) 質疑の提出方法

プロポーザルを提出しようとする者が、電子メールにより上記「2 担当部局」に提出すること。

(2) 質疑受付期間

令和8年2月20日（金）から令和8年3月4日（水）午後5時まで

(3) 回答方法

令和8年3月11日（水）午後5時までに電子メールにより回答する。回答内容は入札情報サービスシステム、茨城県企業局ホームページにも掲載する。

入札情報サービスシステム

URL : <http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/Accepter>

茨城県企業局ホームページ

URL : <https://www.kigyou.pref.ibaraki.jp>

なお、回答書の記載事項は、本説明書の追加又は修正とみなす。

7 プロポーザルの提出方法等

(1) 提出方法

本業務に係るプロポーザルの提出を希望する者は、説明書に基づき、電子メール、持参又は送付（送付記録が残るもの）により必要書類を提出すること。

(2) 提出先

上記2「担当部局」に同じ。

(3) 提出期間

令和8年2月20日（金）から令和8年3月16日（月）午後5時まで

8 契約書作成の要否 要

9 その他

- (1) 当該公募に基づき生じた権利義務は、令和8年度当初予算が否決された場合には効力を失うものとする。
- (2) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (3) プロポーザルの参加に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (5) プロポーザルの提案内容に基づき選考するが、提案内容をそのまま委託するとは限らない。また、委託金額については、採用決定後に見積書を徴し決定する。
- (6) プロポーザルにおいて知り得た事業等の内容については、守秘義務を課する。
- (7) 提出されたプロポーザルは返却しない。なお、提出されたプロポーザルについて、提出期間後の変更、差替え又は再提出は認めない。
- (8) 提出されたプロポーザルの審査は、原則として書類審査とし、令和8年3月17日（火）以降に実施する。ただし、必要に応じプロポーザルのヒアリング、プレゼンテーション等を求める場合がある。
- (9) その他の詳細については、説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered:
AI-based water pipe degradation diagnosis
- (2) Time-limit for the submission: 5:00PM 16th March, 2026
- (3) Contact point for the notice:
Public Enterprises Bureau, Ibaraki Prefectural Government
978-6, Kasahara-cho, Mito-shi, Ibaraki-ken, Japan, 310-8555
Phone: 029-301-4935